

(案)

資料7

三重県訓令第●号

庁 中 一 般
地 域 機 関

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年●月●日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三重県公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。第28条第1項第1号、同条第2項、第41条第1項第4号及び別表第1を除き、以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(本庁における文書の收受及び配付の手続)</p> <p>第8条 本庁に到達した文書は、本庁課（組織規則第6条から第15条までの規定により設置される課及びプロジェクトチームをいう。以下同じ。）に直接到達したものを除き、副総括文書管理者が收受し、次の各号により処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(発送等の方法)</p> <p>第32条 本庁課及び地域機関が、文書の発送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県グループウェアシステム</u> 登載 副総括文書管理者が別に定めるところによる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この訓令は、三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号。<u>以下「条例」という。</u>）第11条第1項の規定に基づき、公文書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(本庁における文書の收受及び配付の手続)</p> <p>第8条 本庁に到達した文書は、本庁課（組織規則第7条から第15条までの規定により設置される課及びプロジェクトチームをいう。以下同じ。）に直接到達したものを除き、副総括文書管理者が收受し、次の各号により処理するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(発送等の方法)</p> <p>第32条 本庁課及び地域機関が、文書の発送等を行うときは、次に定める方法によるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>三重県総合グループウェアシステム</u> 登載 副総括文書管理者が別に定めるところによる。</p>

別表第1中「総合博物館」を「博物館」に、「【I】～【V】」を「I～V」に改め、同表(1)の表第22号の項中「知事と市町長との一対一対談、すごいやんかトーク等」を「知事と市町長又は県民との対話等」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。